

## 都市計画審議会会議概要

### 1 開催日時

平成22年8月10日(火) 午後3時20分～午後3時50分

### 2 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所 議会棟3階 執行部控室

### 3 出席者

(委員)

齊藤会長, 高橋委員, 海保(博)委員, 石川委員, 足立委員, 海保(茂喜)委員, 堀川委員, 湯浅委員, 雨宮委員, 高澤委員, 瓦井委員, 是澤委員, 久保木委員, 茂手木委員 (順不動)

(事務局)

保坂都市部長,

設楽都市計画課長, 布施都市計画課主幹, 富澤都市計画課主査, 塚本都市計画課主査,

芹山公園緑地課長, 小林公園緑地課主幹, 藤崎公園緑地課副主査

### 4 議題

- (1) 成田都市計画公園の変更について(成田市決定)
- (2) 成田都市計画生産緑地地区の変更について(成田市決定)

### 5 議事(要旨)

都市計画法に定められた手続きの一環として、縦覧を終えた都市計画の変更の案について、市決定案件の決定の議を得るために、成田市都市計画審議会にそれぞれ付議した。

会議においては、会長の議事進行のもと、各議案について事務局が説明を行い、委員から質疑を受けた。質疑の主な内容は次のとおりであるが、議案については、両案ともに原案のとおり可決された。

議案第1号 成田都市計画公園の変更について(成田市決定)

(質疑応答)

委員：北千葉道路の整備事業に伴う公園面積の変更であるが、北千葉道路の事業主体は、国が行っているのか。

事務局：成田市北須賀地区から押畑地区間については、国土交通省における施行区間です。

委員：計画図の黄色に着色のある部分が、公園区域から除外される部分と解してよいか。

事務局：都市公園区域は緑色の線で示しております。そのうち黄色で着色した部分が公園区域を廃止する部分です。

委員： 完成時にトンネル部分と地表部はどのような形状になるのか。

事務局： この区間は、当初決定の計画ではトンネル施工として200メートルでしたが、詳細設計により179メートルとなり21メートル短くなりました。その短くなった部分を計画図で黄色に示しております。公園内をトンネルにより道路が地下構造となり通過する、地表部分は公園として使用します。公園区域外は開削構造となります。

#### 議案第2号 成田都市計画生産緑地地区の変更について（成田市決定）

（質疑応答）

委員： 生産緑地地区とはどのようなものか。

事務局： 市街化区域内にある農地のうち都市計画において公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全して、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度です。

市街化区域内の農地は本来、宅地並み課税される場所ですが、生産緑地指定を受けることで、固定資産税課税の基礎となる評価が一般農地並みになる措置や相続税の納税猶予の特例などが受けられるようになります。

成田市としては、平成3年に生産緑地法の大幅な改正を受けまして、翌平成4年に制度の説明をし、希望される方からの申し出を受けまして、都市計画の手続きを経て指定に至ったところです。

委員： 公津東第1生産緑地地区について、議案資料の6ページで一部廃止とあるが、この所有者は異なるのか。

事務局： 公津東第1生産緑地地区は、複数の農業従事者の内、後継者が全部の農地を維持できないことから、生産緑地法に基づき一部買い取り申出があり一部廃止となったところです。なお、所有権者は同じ方です。

委員： 生産緑地地区が、維持・継続困難となった場合、市に買い取り請求があり、市は買い取りをしなかったが、その理由を伺いたい。

また、生産緑地を除外された後の建築制限が無くなって、法的効力はなくなり、その後の土地利用はどのような様になっていくのか。

事務局： 今回の60号・64号地区は同じ所有者であり後継者もないことから、市への買い取り申出があり、市としては、生産緑地として継続するよう他の農業従事者へのあっせんをしたが、希望者はいなかった。

市としては、買い取り申出があった際、市の計画で位置付けられた場所であれば買取ることとなるが、今回はそういった場所ではなかった。

また、生産緑地法の手続きが終わった後は、農地転用も届出で良く建築行為も可能となります。

委員： 市が購入しなかった理由として、都市施設として有効な場所の位置付けがなかったということですが、87地区ある生産緑地の解除も視野に入れた対策等の計画はないのか。

事務局： 将来、どの範囲をいつ購入することまでは決めていない。

緑のマスタープランの中で、市街化区域内で将来公園の候補地として位置付けている場所はある。

今回の公津東地区は、区画整理地内であって都市公園が既に整備されているため新しく整備する予定はない。

また飯仲・並木町地区付近は、不動ヶ岡地区辺りに公園を造るという計画はあり、既に生産緑地区として指定されている。

## 6 傍聴

### (1) 傍聴者

なし

## 7 次回開催日時(予定)

未定